

「健康秋田 21 計画」の計画期間の延長 及び改定スケジュール（案）について

1 国の動向

自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画と次期国民健康づくり運動プラン（以下「次期プラン」という。）の計画期間を一致させようとする方針の下、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針である「健康日本 21（第二次）」が令和 3 年 8 月 4 日に改正され、計画期間が 1 年延長された（※）。

計画期間の延長に伴い、健康増進法の規定に基づく都道府県健康増進計画についても、「次期プラン」の開始に合わせて計画期間を開始できるよう当該計画の策定作業を進める旨、厚生労働省から要請されている（別添通知等参照）。

※（旧）平成 25 年度から平成 34 年度 → （新）平成 25 年度から令和 5 年度

2 「健康秋田 21 計画」の計画期間の延長と改定について（案）

本県の都道府県健康増進計画である第 2 期「健康秋田 21 計画」については、改正前の「健康日本 21（第二次）」と合わせた計画期間（平成 25 年度から平成 34 年度）としていることから、厚生労働省からの要請に沿って新計画の策定作業を進めることにしたい。

具体的には、新計画の策定作業を国の「次期プラン」の策定作業を踏まえたものとするため、現計画を 1 年間延長して計画期間を令和 5 年度までとし、令和 5 年度中に現計画の最終評価と新計画の策定作業を進めるものとする。

なお、現計画の計画期間の延長については、厚生労働省の要請どおり計画期間の延長のみ（当該部分の文言整理程度）に留め、目標の再設定や目標期間の延長等は実施しないことにする。

3 改定スケジュールについて（案）

令和 4 年度第 1 回分科会（令和 5 年 1 月～2 月）

- ・現計画の計画期間延長に係る改定案の検討

令和 4 年度第 1 回健康づくり審議会（令和 5 年 3 月）

- ・第 1 回分科会での審議内容についての報告・改定案の承認

※現計画の最終評価、及び最終評価の結果を受けた新計画の策定作業は令和 5 年度に行う。（令和 5 年度に新計画を策定し、令和 6 年度を開始年度とする。）

4 その他

令和5年度に策定が予定されているその他の関係する計画は以下のとおり。

- 秋田県医療保健福祉計画（計画期間：H30～R5年度）
- 第3期秋田県医療費適正化計画（計画期間：H30～R5年度）
- 第3期秋田県がん対策推進計画（計画期間：H30～R5年度）